

平成19年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領

平成19年4月
環 境 省

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成19年度の「環境月間」について

- (1) 地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全と持続可能な利用など、私たちが生活の中で取り組まなくてはならない課題が多くなっています。平成17年2月16日には京都議定書が発効し、京都議定書目標達成計画に基づき、京都議定書の約束を達成するため、国民各界各層があらゆる対策・施策の推進に取り組んでいます。平成18年6月には改正容器包装リサイクル法が成立し、政府、地方公共団体、企業、住民等がそれぞれの役割を果たすことを通じた循環型社会の構築へ向けた取組、また漂流・漂着ゴミを含めた海洋環境保全に対する取組も進んでいます。さらに今年は「新・生物多様性国家戦略」の改定年にあたり、また、国連総会の決議により国際生物多様性年とされた2010年に開催される生物多様性条約第10回締約国会議を日本に招致するなど生物多様性の保全と持続可能な取組に向け、多様な主体の一層の参画が求められます。また、国内では外来生物法の施行やエコツーリズムの推進などの取組も本格化しています。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進しています。

- (2) こうした状況を背景とし、平成19年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一

人ひとりが自らの生活・行動を見直していくきっかけ作りを目指します。

- ・ 体感、体験を通じ気づきから行動へとつなぐことに重点を置く。
- ・ 国、地方公共団体、企業、民間団体、国民の参加と協力の下に実施する。
- ・ 環境省地方環境事務所などを通じ、地域の各主体と協力した普及活動を進める。
- ・ クールビズをはじめとした地球温暖化防止大規模国民運動「チーム・マイナス6%」などの普及啓発活動と連携を図っていく。
- ・ 5月30日～6月5日の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と連携し、監視活動や啓発活動を通じてごみの不法投棄対策をより一層強化する。また、海岸に漂着するごみについても、清掃活動を進める他、発生源対策としての啓発活動や河川等の清掃活動をより一層強化する。
- ・ 新たな環境技術・製品・ビジネスモデルの紹介や地域の活性化など、環境と経済の好循環を視野に入れて進める。

3 実施方針

(1) 実施期間

環境の日： 6月5日

環境月間： 6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO/NPO等、マスコミ

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・ 意識の啓発： 講演会、シンポジウム、セミナー、映画会等のつどい
- ・ 知識の普及： 環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、フリーマーケット、施設の公開、工場等の見学
- ・ 実践活動： 循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減やマイバッグをはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、アイドリング・ストップ等のエコドライブ実践、環境家計簿、クールビズ（冷房温度の適正化）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、不法投棄監視活動、一斉清掃活動（海岸を含む）・植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・ 顕彰： 環境保全功労者、環境保全作品等の表彰